

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

令和4年度診療報酬改定による「看護職員処遇改善評価料」に関する請願

2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき2022年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、第1段階として2022年2月～9月の間、補助金を活用した収入の1%程度（月額4000円）の引き上げが行われ、第2段階として「診療報酬により2022年10月以降、3%程度（月額1万2000円）の収入引き上げをはかる仕組みとして「看護職員処遇改善評価料」が新設されました。

政府が看護職員の処遇の改善に取り組み始めたことは重要なことです。しかし、「看護職員処遇改善評価料」の対象となる施設は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）と、賃金改善の対象職種が限定されていることにより、施設間や職種間での不公平が生じ、評価料の算定を断念したり、不公平を是正するための経営負担が生じたりするなどの問題が起こっています。賃金改善の対象が限定されることで、複数の施設を有する医療機関では、法人内の異動や新人看護師の配属先にも影響を及ぼしています。また、評価料の対象外となっている訪問看護ステーションや診療所に於いても地域医療を守る必要性から通常の診療時間外にも発熱患者の対応、ワクチン接種の対応などに奮闘してきました。そしてコロナ病棟へ入院することができない患者は回復期・慢性期病院や介護施設でも診療し、在宅では訪問看護や訪問診療が担うなど、地域の医療機関が協力し、支え合ってきました。

以上のことから下記項目の実現を切に希望します。

請願項目

1. 2022年10月に新設された令和4年度診療報酬改定による「看護職員処遇改善評価料」を抜本的に見直し、すべての看護職員が対象となる制度とすること
2. すべての医療従事者の処遇改善及び体制充実に向けた診療報酬の引き上げをすること

年 月 日

要請者 住所
団体（事業所）名
代表者名